

三条市教育基本方針

I 教育基本方針策定の趣旨

三条市教育基本方針（以下「教育基本方針」という。）は、平成 17 年 5 月の合併を機に、新三条市としての教育の方向性を示すものとして初めて策定しました。

そして、他市町村に先駆け推進してきた小中一貫教育を始めとする、当市の豊かな教育環境を将来にわたって持続可能なものとし、未来を創る魅力ある教育を実現するために策定した教育基本方針が、令和 4 年度でその対象期間の終了を迎えたことから、これまで築いてきた教育システムを洗練、深化させつつ、教育環境の充実を図るため、当市としての新たな教育基本方針を策定しました。

II 教育基本方針の構成と計画期間

教育基本方針の構成は、「基本方針」と基本方針を推進していくための「主な施策」とし、計画期間は令和 5 年度から令和 10 年度までの 6 年間とします。

なお、期間中においても、必要に応じて見直しを行います。

III 基本方針と主な施策

子ども自らが自分の未来を切り拓き、生きる力を育むため、これまで当市が築いてきた、小中一貫教育を始めとする豊かな教育環境と幼保小連携の取組を洗練・深化させるとともに、次のことを教育の基本方針として取り組みます。

1 三条市の教育システムの深化

各学校の実情に応じた多様な他者との交流や切磋琢磨の機会を充実させるとともに、ICT の活用など、時代の要請に応じていきます。そのため、子どもの教育を支える教員の指導力向上に向けた取組も実施します。

また、子どもたちの活動の機会を確保するため、地域や関係者と連携し、部活動の段階的な地域移行に取り組みます。

【主な施策】

- (1) 教育課程（カリキュラム）等の進展、最適化
- (2) 地域に根差した教育の展開
- (3) 部活動の段階的な地域移行

2 多様性への理解促進と個に応じた支援等の充実

通常学級や通級指導教室、特別支援学級などを有機的に連携させた連続性のある多様な学びの場を形成することを通じ、全ての子どもが互いに認め合い、支え合いながら学校生活を送ることができる環境の整備に取り組みます。

いじめや不登校について、子ども自らが考える機会や教職員研修の充実、学校と教育委員会の連携の強化、ICT を活用した遠隔教育など、個々の状況に応じた子どもの学びを保障するための取組を進めます。

【主な施策】

- (1) 特別支援教育の充実とインクルーシブ教育システムの構築
- (2) いじめ、不登校対策の充実

3 学校教育を支える基盤の維持・強化

教員の業務見直しや、地域人材の活用などによる支援体制強化に取り組むことで、教員が持てる力を発揮し、学習指導や生徒指導などの、本来の業務である、子どもと向き合う

時間を保障します。

また、子どもが安心して、安全に学ぶためには、良好な学校施設・設備の維持が必要であることから、計画的な改修・修繕を実施します。

さらに、ICT教育を始めとした教育を取り巻く様々な社会環境の変化や多様な学習形態に対応するため、学校施設・設備等の機能強化を図ります。

【主な施策】

- (1) 教職員の支援体制強化
- (2) 良好な学校施設・設備の維持
- (3) 学校施設等の機能強化

4 生きる力の基礎を育てる幼児教育の推進

生涯にわたる「生きる力」の基礎を育てるため、保育所(園)において実施する幼児教育の質の向上を図ります。

また、幼稚園・保育所(園)等と小学校(義務教育学校前期課程を含む。以下同じ。)との各種取組の中で、子どもたちの環境変化をより滑らかなものとしていくとともに、幼稚園・保育所(園)等での「遊びを通した学びの環境」から、小学校での「学習による学びの環境」へと、スムーズな接続を図ります。

あわせて、家庭における子どもへの関わりを支援していきます。

【主な施策】

- (1) 幼児教育内容の一層の充実
- (2) 幼稚園・保育所(園)等と小学校の連携深化
- (3) 家庭、地域と連携した育ちの支援の充実

【想定される主な取組】

基本方針	主な施策	想定される主な取組
1 三条市の教育システムの深化	(1) 教育課程（カリキュラム）等の進展、最適化	・「三条市授業スタンダード」の活用、応用 ・「小中一貫教育カリキュラム」の自学園化、自校化 ・ICT教育の推進 ・刃物・ものづくり教育を含む三条市の特色を生かしたキャリア教育等の推進 ・体力向上の取組の推進 ・異学年交流、小小交流の推進 ・教職員研修の充実 ・適正な規模の学習集団の在り方の検討 ・科学教育センターの活用 ・三条市立大学との連携
	(2) 地域に根差した教育の展開	・地域や保護者が主体となって活動するコミュニティ・スクールの推進 ・地域のひと・もの・ことを生かした事業の実施
	(3) 部活動の段階的な地域移行	・地域移行に向けた地域や関係者との調整 ・地域移行後の活動の場の確保
2 多様性への理解促進と個に応じた支援等の充実	(1) 特別支援教育の充実とインクルーシブ教育システムの構築	・個別の教育支援計画や指導計画の充実 ・特別支援学級、通級指導教室の適切な配置と運用 ・特別支援サポーターによる支援の充実 ・教職員研修の充実
	(2) いじめ、不登校対策の充実	・「楽しい学校生活を送るためのアンケート（Q-U）」の活用 ・ICTの活用を含む多様な学びの場や居場所の確保 ・専門的な知見を持った人材の確保 ・児童生徒、保護者向け講演会の実施
3 学校教育を支える基盤の維持・強化	(1) 教職員の支援体制強化	・校務支援システム、ICT機器の活用 ・多様なスタッフの充実、地域人材の活用 ・教育委員会主催事業の精選 ・部活動業務の軽減
	(2) 良好な学校施設・設備の維持	・計画的な施設修繕と設備の改修
	(3) 学校施設等の機能強化	・多様な学習形態に対応できる環境の充実 ・情報機器の不具合等に即応できる支援体制の構築

基本方針	主な施策	想定される主な取組
4 生きる力の基礎を育てる幼児教育の推進	(1) 幼児教育内容の一層の充実	・「遊び」を通した豊かな教育活動 (5領域の教育内容実践の深化) ・保育・教育の「計画・実施・評価・改善」サイクルの実践(自律的なカリキュラムマネジメント) (適切な指導計画の作成と展開、保育・教育内容の自己評価と改善など) ・特別な配慮が必要な子どもへの支援 ・保育者の専門的知識・技術の向上 (保育・教育における必要な知識・技術の修得)
	(2) 幼稚園・保育所(園)等と小学校の連携深化	・確実な引継ぎ・継続的な支援 ・幼保小の連携・交流活動の推進 (幼保小交流活動の充実、幼保小連携会議の充実など) ・育ちのつながりを意識した関わり・指導 (保育参観・授業参観等の充実、「安心わくわくプログラム」「スタートモデルカリキュラム」の活用・浸透など)
	(3) 家庭、地域と連携した育ちの支援の充実	・家庭の教育力の向上支援 (保護者との信頼関係の盤石化、家庭への情報発信、家庭教育や子育てに関する相談の実施など) ・地域との連携